

第二回國會議院 治安及び地方制度委員會會議錄第五号

昭和二十三年二月十日(火曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 高岡 忠弘君 理事 中島 茂喜君

理事 川橋豊治郎君 理事 松野 頼三君

理事 大石ヨシエ君 理事 笠原 貞造君

理事 菊池 重作君 理事 久保田鶴松君

理事 松澤 兼人君 理事 松谷天光君

理事 大澤嘉平治君 理事 佐藤 通吉君

理事 坂口 主税君 理事 千賀 康治君

理事 中垣 國男君 理事 大内 一郎君

理事 小暮藤三郎君 理事 松浦 榮君

理事 渡邊 良夫君 理事 外崎千代吉君

出席政府委員

運輸事務官 加賀山之雄君

委員外の出席者

總理廳事務官 酒井 吉郎君

專門調査員 有松 昇君

本日會議に付した事件

消防法案起草に関する件

列車内の治安維持対策に関する件

○坂東委員長 これより治安及び地方

制度常任委員會を開会いたします

常任委員會の本日の日程は、消防法

案起草に関する件並びに列車内の治安

維持対策に関する件であります、日

程に入るに先だちまして報告いたしま

す。それは常任委員會の開会定例日を

変更の件、これは月曜日の定例日を火

曜日に変更いたし、木曜日は従前通

り、二、委員派遣承認申請に関する

件、これは議院運営委員會において、

当分の間委員派遣は一般的に保留する
ことと相なりました。以上御報告申し
上げます。

消防法案起草に関する件を議題に供

します。この件につきましては、さき

に川橋小委員長から概略の説明があり

ましたが、本日は有松專門調査員から

具体的に逐條的な御説明があります。

○有松專門調査員 今回成案を得まし

た消防法案は、第一回國會において衆

議院を通過し、時間不足のため參議院

において審議未了となりました消防法

案につき、さらに検討を加え、政府の

意見や實際の方面の警視廳消防部等の

意向をも参考といたしてつくり上げた

ものであります。本日は時間節約のた

めに、第一回國會案と今回の案との間

におけるおもな相違点を申し上げ、そ

の他特に重要とおぼしき数点につき有

松專門調査員から御説明を申し上げた

いと存じます。なお個々の字句やかな

づかいの修正、句読点の打ち方等、細

目の部分につきましては、これまた時

間の関係上省略させていただきますし

て、以下おもな点のみを順次申し上げ

てみたいと存じます。

まず全体の形についてであります

が、第一回國會案におきましては、全

文五章三十二條、附則五條及び別表か

らでき上つておりましたが、今度は第

三章として危険物、第四章として消火

の設備、第五章として火災の警戒を新

たに挿入いたしましたので、本文は四

十七箇條に増加しております。これに

反して附則において當然自明、規定の

必要なしと認めましたもの二箇條を削
りましたから、附則の方は三箇條に減
少いたしました。

まず第一章總則におきましては、第

一條において「此の法律は、火災を予

防、警戒及び鎮圧すると共に、火災時

における人命及び財産を救護し」云々

とありましたのを、「此の法律は火災

を予防、警戒及び鎮圧し、國民の生

命、身体及び財産を火災から保護する

と共に、水災又は地震等の災害に因る

被害を軽減し」云々と改めました。こ

れはすでに第一回國會において可決成

立を見ました消防組織法第一條に、

「消防は、その施設及び人員を活用し

て、國民の生命、身体及び財産を火災

から保護すると共に、水災又は地震

等の災害に因る被害を軽減することを

以て其の任務とする」とありますの

と、用字を統一いたしましたのでありま

す。

第二條において、本法に出てくる用

語につきまして定義を下したことは前

と同様であります、本法案において

は、消防執行長という字を用いなかっ

たのでこれを削り、また消防職員とい

ふ用語は、消防組織法第十一條ないし

第十五條の規定によつて明らかであり

ますからこれを削りました。また火災

予防に関する定義は、これは常軌的に

考えればわかることであり、かつ殊に

ここで定義を下さなければ本法案の運

用上疑問または支障を來すといふおそ

れがないので、これをまた削除いたした

のであります。

また消防対象物、関係者、関係のあ

る場所といふ用語の定義は、前の案よ

りも法律的に整備した字句を用うるこ

ととし、危険物に関する定義は前の案

のように列挙主義をとらないで、これ

を別表に譲ることいたしました。そ

の他防火対象物、消防隊、舟車といふ

用語につきまして新たに定義を加うべ

く、それ／＼項を別にしてこれを掲げ

ることとしたのであります。

次は、第二章火災の予防にまいりま

す。第五條に「消防執行長は、前條又

は第二十五條に規定する消防職員が行

う事務に付、消防員にこれを準用す

る」とありましたのを、「消防長又は消

防署長は、前條又は第三十四條に規定

する消防職員が行う事務に付、消防員

は國家消防廳の定める資格を有する者

にその補助をさせることが出来る」と

改めましたのは、立入検査のように重

要な仕事を廣く一般の消防員に行わ

せることは危険であり、また弊害を予

想されますから、これを國家消防廳の

定める資格を有する消防員に限定し

たのであります、國家消防廳の定め

る資格とは、たとえば何年以上消防員

資格を有する者か、何々の消防講習を

受けた者とか、そういう事項を資格と

して予定いたしましたのであります。

そして、第五條に新たに第二項を設け

ましたのは、これらの消防員も、消

防職員と同様、必要の場合には立入検

査の権限を與え、秘密保持の義務を負

わしめたのであります。

りまして、これは法の強制力を強める

ために、行政執行法第五條の規定をこ

こに引用してまいり、かつ人權の尊重

という見地から、右の結果個人の權利

が侵害せられた場合に、これが救済方

法を明らかにしたものであります。

第十條は、かまど、風呂場その他火

を使用する設備等に関し、防火上必要

な事項は市町村條例で定め得るため、

新たに一條を挿入したものでありま

す。

第三章危険物という表題は、さきに

も申しました通り新しく設けたもので

あります。そして政令で定める数量以

上の危険物の取扱、危険物の貯蔵

所、給油場の設備等のために、新たに

第十一條及び第十三條並びに第十四條

を設け、また映写技士や映写室に関し

て第十五條及び第十六條の規定を新設

し、さらに第十七條を新たに設けまし

て、これら以外の危険物の取扱に関

して、火災予防上必要な措置を規定し

たのであります。

次は第四章であります、これも新

たに「消火の設備」という題名を附與し

たものであります。ここでは消防の用

に供する機械器具及び設備の規格や、

検定及びこれらの製造業者、輸入業者

等に関する事項につき、新たに第二十

條及び第二十一條を設けました。それ

から前の案では第十二條で「消防に必

要な水利の基準は、都市町村が定め

る」とありましたのを、今度はこれを

第二十二條において「消防に必要な水

る」といふいたしました。しかしして國
家消防廳は、どれだけの町村には何箇
の水を要するといふぐあいに抽象的に準
拠を定めるよう予定しておるのであり
ます。また特に但書を附加いたしまし
て、水道については、当該水道の管理
者がこれを設置、維持及び管理するこ
とをいたしましたのであります。

第六章においては、特に火災の警戒
という趣意を新設いたし、旧法第十四條
において、火災警報に関する規定が簡
單に失し、実際の運用上支障を來すお
それがありまして、今回はこれを
詳細に規定し、火災の予防上危険であ
ると認められる氣象の状況の通報系統
を明らかにしたのであります。

次は第六章であります。これは
旧法において第三章火災鎮壓とありま
したのを、第六章消火の活動と改めま
した。これはこの方が本章の内容を、よ
り的確に表現し得ると認められたから
であります。

次は旧法において第四章捜査及び調
査とありました部分であります。こ
れはまづ第七章火災の調査を改めまし
た。それから旧法におきましては消防
職員に火災犯罪の捜査権のみならず、
屍体の検視権、解剖権までを與える等
非常に飛躍的な構想が見受けられたの
であります。今日の事情においては
一挙にここまで改革してしまふまで
に、四圍の條件が即應しておらなかつ
て、旧法第二十三條の全文を削るとも
に、旧法第二十二條の規定を新法第
三十二條の程度に改めたのでありま
す。

次は第八章難則に入りまして、旧法
第二十六條第一項を削りましたのは、

新法第二條でこれを規定したためであ
り、旧法第二十六條第二項は、引用條
文を整理してこれを新法の第三十五條
といたしました。

また第三十六條を新設して、特別区
に関する事項を明らかにし、第三十七
條を新設して、消防署のない地方に関
する規定を明らかにいたしました。

第九章の罰則は、本文の加除により
まして、その條文の数字を整理しただ
けであります。量刑の内容に關しては
以上おぼろげに簡単に必要点の主なも
のだけを御説明申し上げた次第であり
ます。

○坂東委員長 この際、内務局第一局
消防課の事務官酒井吉郎君の發言を許
します。

○酒井説明員 消防法案の立案に當り
ましては、政府當局としては、消防法
案小委員会に常に密接なる連絡を保
ち、政府としての意見も適宜述べ、そ
の立案に協力してまいつたことを、こ
こに一言申し上げておきます。

○坂東委員長 ただいま有松専門調査
員の報告によりまして、過日行われま
した川橋小委員長長の報告は完成せられ
たわけでありまして、これに對しまし
ても、もし質問がありましてならば、お
願ひいたします。

○松谷委員 二十二條の水利の施設の
場合でございますが、水利の基準を決
定するのは國家消防廳であつて、施設
の設置あるいは維持管理、こうしたも
のは市町村に委託されるわけですね。
その場合に経費等は、この條文から拜
見すると、全部地方負担になるよう
ですが、その通りに解釈してよろしいの
かどうか、その点を伺います。

○有松専門調査員 御質問の通りで
ございます。市町村で経費を負担するの
でございます。

○松谷委員 その場合に、いろいろ資
材の配給とか割当とか、そういうもの
に對して特に國家消防廳が特別な便宜
をはかるといふお考えがあるのかどう
か。せつかく國家消防廳で基準をおき
め、ださつても、その地方々々の今日
の窮迫しておる経済状態では、なかな
か理想通りの施設の設置といふこと
も、あるいは維持といふことも困難で
あらうと思ひますが、こういう場合に
は當局としては、どこまでの援助をな
さるお考えでありましようか、伺つて
おきます。

○川橋委員 資材の方も経費と同様に
市町村の負担になつております。そう
して單に國家消防廳で基準をきめるだ
けで、他の方はすべて市町村でやる、
こういうことに御解釈願ひたい。

○松谷委員 その場合に基準だけきめ
られても、それではなか／＼基準はで
到達できないといふ、そこに弊害がで
きてまいりませんか。

○川橋委員 そういふことも多少予想
されますけれども、大体基準をきめる
のですから、あまり細部にわたつても
どうかと思ひますが、大体基準をきめ
るだけの権能を消防廳に與え、細部の
運用は市町村の方でやるようになって
おります。

○有松専門調査員 ただいま川橋小委
員長の御答弁で十分だと存じますが、
なお今のお尋ねの資材の輸送等につ
きましては、お説の通り、今日のような
状態におきましては、なか／＼思うよ
うにまいらないといふ御心配、まこと
に、ごもつともでございます。そうい

場合には、やはり國家消防廳として、
できるだけの輸送心配をいたす。その
経路は、國家消防廳から都道府縣の消
防訓練機關を通じて市町村の方に
いく、こういうふうに考えているので
ございます。

○坂東委員長 この消防法は本委員会
の提案になるのでございますが、この
際、もし質疑がない場合におきまして
は、これを小委員会の案として、英訳
して關係方面に見せて、相談の上で委
員会の最後の決定をして、しかしして衆
議院の案になるのでございますが、別
に質疑はございませんか。

○坂東委員長 それではさう決定い
たします。

○坂東委員長 次の日程は列車内治安
維持対策に関する件であります。これ
まで列車内の強盜事件の内容は聴いて
おりますけれども、この対策につきま
しては、まだ政府側のはつきりした意
見もなし、また當委員会においても對
策の方法は、つておりません。従つて
この委員会におきましては、対策につ
きまして十分の審議をしたい。それに
つきまして政府側の意見を一つ拜聴い
たします。

○加賀山政府委員 終戦後、列車と申
しますよりは、送ります荷物の事故が非
常に多くなりまして、これは前大戦後
におけるドイツの事情なんか、非常に
そういう傾向が強かつたのであります
が、わが國にも不幸にしてそういうこ
とが現われてまいりまして、これでは
ならぬ、われ／＼の輸送の責任が全う
できませんので、まずこの荷物の事故
の防止といふことから出発いたしまし

て、列車内の犯罪並びに荷物事故を防
止するために、警備員の制度をとつて
まいつたのでございます。それから
一つ司法當局と協議いたしまして、
從來司法警察官吏といふものがあつた
のでございますが、これは数が少かつ
たのを一挙に四千五百名程度に増加
いたしまして、また駅長以下地方警察官
あるいは警備員なるものの範圍を拡張
いたしまして、それから犯罪といふ
ことだけでも單に營業法の違反といふ
ことだけでなく、その他の一般現
行犯——經濟犯罪は別でございま
すが——に拡張するといふ方法をとつ
て、檢察當局との連絡によりまして、
この犯罪防止にあたつてまいつたわけ
でございます。その結果といつたわけ
で終戦後うなぎ上りに殖えてまいりま
した事故は、実はそのせいばかりでは
ないと思ひますが、ある程度殖えたま
まであまり殖えていかない、ようやく
消極的な役割をするという結果になつ
てまいつたのであります。これではま
だわれ／＼の目的とするところまで
ははるかに遠いのであります。これは
は何とかしてあるいは百倍、あるいは
何百倍に殖えた事故を、どうしても絶
滅しなければならぬといふのがわれわ
れの信念でございます。これに向つ
ていろいろの方策を講じてまいつたの
でございます。

ところが最近に至りまして特に列車
内の事故が殖えてくる。單に荷物の事
故のみでなく、列車内における暴行
でありますとか、あるいは犯罪が殖え
てくるという不幸な状態が現われるに
至りまして、今までの司法警察官吏、
あるいは單なる警備係といふような制
度では、とうてい間に合わないとい

とをわれ／＼として考えるに至つたのであります。たゞ／＼警察法の改正がありまして、國家警察並びに地方自治警察との關係があり、かた／＼關係方面の意向といたしまして、列車内の治安維持は銀行等の警護と同様に、鉄道自体がやるのがいいという見解がかなり強いのでございます。そういう意向を総合いたしまして、國有鐵道の中に鐵道公安官、これは仮称でございまして、ただいまさうな名前を使つておりますが、この制度を拡充いたしまして、これを整備していくという方向に進んでまいつた次第でございす。その問題につきまして從來關係當局省の内務省その他司法省等と、密接に連絡をとつて進んでまいつたのであります。この問題は何時と申しまして、一般警察との關係が非常に大事である。列車内の犯罪を、國有鐵道の職員が、いかに組織を整備したといたしましても、これだけで防止することは困難なので、列車内にも日本の社會の一つの縮図でございすから、もと／＼日本の社會そのものに犯罪がなくならない限り、列車内にも當然犯罪が起るものでございまして、これは向々相まつて進んでいかなければならぬ、そういう問題と、また技術的に申しまして、今まで警察事務というものに不慣れた國有鐵道が、いかに急速に職員を養成するといつたとしても、これだけの力をもつては、とうてい防止しきれぬものではない。この二点からいたしまして、われ／＼の仕事はあくまでも一般警察の補助的役割を果すにあるといふことを、われ／＼として考へております。但し列車内の犯罪が特異の形をもつて現われることと、ま

た犯罪自体が一つの車内にあること、あるいは駅の構内といつた比較的捕獲しやすいところから起ることから考へまして、専門的技能をもち経験をもち職員から養成した公安官が、相當の効果を上げ得るのではないかと、この氣持をもつております。従いまして現在われ／＼が考へておりますのは、公安官制度の整備といふことにあるのであります。この公安官の現状はどうなつておるかと思はれます。実は昨年からは大蔵省方面と折衝いたしまして、まず予算的措置を考へておりますが、本年度といつたしましては、予算的には三千名余の定員をもつというところに相なつておるわけでありまして、またこれに対する法制局方面との官制改正に關する協議はまだ整つていないのでございす。單に本年度としましては、先ほどの三千名余の公安官の予算的措置だけが考へられております。しかもこれは純増ではございせん。現在の職員の振替りによつて申しますと、現在の職員をそれに向けるというやうな考え方では、先ほど申し上げました警備係といつたやうなものを養成しましてこれに振り當てる。そうしてそれは單に仕事のかたわら司法警察事務に携わるのではなくて、専門に警察事務に携わる制度にいたしたいと考へておるわけでありまして、ただいままでに養成を終えまして公安官は八百六十名程度であります。ただいままだ入所中の者もございすので、それが出てまいりますと二千二百名程度に相なるのでございす。至急に三千名の専任の公安官は充實したい、第一段としてはやさうに考へておるわけでありま

す。これから先の方針としましては、この公安官の數と質を充實することを考へなければならぬ。數の問題といつたしましては、ほゞ九千名程度にこれを増加する意向をもつております。もちろんこれは數だけの問題ではなくて、公安官の素質といふことも非常に重大でございすので、新しい警察事務に相應するやうな教育を施すことに主眼をおきまして、体格、思想、人物等、健全な人を選びまして公安官の養成に目下努めておるやうな現状でございす。そこで申し上げなければならぬことは、かような方針でやつておりますが、実は根本的にはまだ公安官の問題が片づいたというのではございせん。で、一般國家警察並びに地方自治警察がいくらか手薄になつております。そうしますと先ほど申しましたやうな事情から、鐵道公安官がおもな役割を果さなければならぬ状態になるわけでありまして、今のところ武器等をもつことはまだ許されておらず、せんけれども、これは非常に重要な問題でございすので、關係方面とも十分折衝を續けておるものでございす。ただいまのところでは、もつべきだといふ意向もかなりあるものでございす。今のところとしては、まだこれに対する承認は得ておらないやうな状態でございす。

もう一つ一般警察との連繫の問題、あるいは部内の組織化の問題等がまだ残されておるものでございす。これは今後の問題といたしまして、先ほどから申しましたやうに、まだ何しろ數の問題もさういふに専門の公安官が少うございすので、さしあたつては數と質とを充實させるという方向に進んでいく、かような状態でありまして、一應ごく簡単に現状と先の考へ方を申し上げた次第であります。

○坂東委員長 たいだいまの説明に對しまして質疑はありますか。

○松谷委員 たいだいま御説明になられたやうに、荷物の事故といふことも大きな問題であるに違ひありませんが、殊に最近私どもが一番大きな不安を感じさせられておりますのは、國鉄などで事故のありました問題、あるいはまた國鉄内における集團強盜の場合などでありまして、こゝういふものに國民は相當の不安を覚えております。新聞の報ずるところによりますと、このため乗客が一時に三割減になつたといふやうな事態さえ出ております。國鉄に對するところの不安といふものが助長してまいりますれば、國內一般の運送に相當大きなさしを來してくるものではないかとはいへない。事實だと思つております。そういう場合にどうしたならば一体これを防げるかといふことが、國民の今最も大きな注目の的だと思つております。お話を伺つておりますと、鐵道公安官の設置について三千名という數字を伺つたのであります。具体的にこの數字を三千名と現在仮定いたしまして、大体列車に乘込み配置できるところの人數はどのくらい割合になるものでございしょうか。

○加賀山政府委員 お答え申し上げます。実は公安官は列車警備上のみを目的として設置するものではございせん。むしろ主たる目的は駅の内外、鐵道沿線を警備いたしまして犯罪防止に當るといふことでございす。三千名の人數を列車に乘せたらどうなるかといふお尋ねでございまして、全部の列車に乘せれば三千名ではとても少い數に相なるのでございす。ただいま全國に九つ鐵道局がございす。この三千名を全國に割りつけまして、各鐵道局に分けてこれが各列車に乘込むといふことになりまして、非常に少い數になる、かやうにお考へ願ひたいのであります。が、実はこの列車にも非常にくせがございまして、特別にたちの悪い列車といふのがあつてございす。また地方的に見まして、たとえは米原附近でございすとか、あるいは裏日本の一部、あるいは東北線、あるいは復員列車といつたやうなぐあいで、必ずくせがございまして、この列車を警備いたすには、私は三千名を整備すれば十分警備できると考へております。これはただ列車警備だけを考へた場合でございす。そのほかには日本銀行券の護送の問題も出ておりました。これは最近相當の數に上つておるわけではございす。これに現在鐵道の公安官が當る、かやうなことに相なります。また先ほどから申しましたやうに、列車内以外に、駅あるいは沿線の警備を考へますと三千名では足りない、かやうな状態でございす。しかし今お尋ねの人數そのものよりは、私はまず組織力なり、その公安官の能力といふものが、より問題だと思つてございまして、たいだいまのところでは、よりよくさういふ目ぼしい列車には五名あるいは十名臨時に乘せておりますけれども、どうして鐵道公安官のみでは仕事にならぬ。やはり武器を携帯した一般警察官の警

乗を願うという以外にない、かようなことに相なつております。ところが一般警察官の乗車は昨年以來ずっとお願ひしつゝつてまいつたのでございませうが、予算の關係で今年の一月から一般警察官の乗車はやらない、かようなことになりまして、現在はそのような列車の公安官を動員いたしましておまな列車に乗せておる。ところがまだ不慣れのせいもございませうが、一方において乗客が被害のあつたような場合に、時を移さず連絡なり通報していただけると、捜査なりその後の処置が非常にうまくいくのでございませうが、新聞に現われておりました事件におきましては、乗客の通報が非常に遅かつた。これは一部には列車が混んでおるとか、集團でもつて妨害をされたり、あるいは後難を恐れたり、いろいろな事情があつたと思ひますが、通報が遅れまして手配がついて間に合はなかつた、かような状態でありませう。われわれにとしましては、公安官制度の確立をやりませう機会に、どうしても一般乗客各位の絶大な御理解と御協力を得て、鉄道の中から悪をどうしても排除して、悪の種を絶やすという方向にもつていきたい、かように考えておるのでございまして、三千名は、先ほどのお尋ねの通り、私も今のところ決して十分な数字とは思つておりませう。

○松谷委員 御説明で大体了解できましたが、今後だん／＼とインフレはより一層高進するといふ観測をせねばならぬ、混乱は一層深みにはいつていくんじやないかといふ予測のもとに、この集團強盗なども樂觀はできないと思ひます。その場合に、もちろん今お話をように組織を十分に強化する、あるいはまた人員の場合によつては増加していくといふ以外に、私はどうしてても人的な問題を期待すると同時に、もつと科学的な面を動員しなければならぬいんじやないかと思ひます。こうした敗戦後における今日の状態として、どこまでそうした科学力を動員できるかといふことは、素人の私にははなはだ疑問で、予測もつきませんが、無電等の装置、こういうものに対しては全然見透しがないのか、あるいは御当局がそういうことをまだお考えにならなかつたのか、やればやろうとする途も、あるいは余力もあるんじやないかといふ見透しがあるかどうか。また御当局は、そういうお考えをもつておられるかどうか。私はぜひ無電などを装置していただいて、そうした科学的な面をもつと動員するならば、人員は相当少数であつても、その効果が十二分に得られるような方向にもつていかれるのじやないかと思ひます。それと、先ほど武器の携帯はまだ許されてないといふお話でございませうが、これはもちろん数においても、現在のところ問題はあつたかと思ひます。が、それ以外の問題があるかどうか、を、もしおつしやつていただければ伺つておきたいと思ひます。

○加賀山政府委員 お答えいたしました。まことに適切な御指摘を受けたのでございませう。第一の科学的の方法を採用するといふ問題でございませうが、実は今のところは至つて幼稚でございまして、そういう面から遠いといふことを、まことに申訳ないと思つた次第でございませう。ただ列車犯罪の特有性といひまして、範圍が非常に限定されたと所起る、現行犯も非常につかみやすい、かような特徴もございませうので、社会の一縮図として現われる犯罪を、列車内において捕獲するといふ行き方が、かえつておもしろいといふ考え方もできるのでございまして、そのためにはあらゆる科学的方法を講じたいいものにしていただきたい、かように私もは考えております。

無電の点についてお尋ねがあつたのでございませうが、実は國有鉄道は從來から無電は非常に幼稚でございまして、使用の範圍も非常に少なかつたのでございませう。かなり有線の發達があつたのでございませうが、戦争中かなり被害を受けて、終戦後まだ整備ができておりませう。最近になりまして無電をかなりやかましう言うようになりまして、ただいまのところ、中央と各鐵道局相互間くらいは無電を整備しております。もちろん連絡船は全部無電の装置を持つておりますが、その程度であります。今考えておりますことは、第一段には主要な停車場等に無電を持ち、貨車や機關車の指令を停車場に向けて無電でも扱ひ得るようになつて、一つでございませうが、この公安官制度のごときも、携帯無電といつたやうなものも考へていくのは最もいいのではないかと、駅間で起きたやうな事故は、どうしても無電によりませうと連絡がうまくまいりませう。駅についてからでは時機を失してしまふといふことも起きますので、先に言ひましては、どうしても携帯無電の制度を確立せねばならぬ。実は私どもの野心といひましたし、新しい警察制度の模範的なものをつくり上げたいといふ念願をもつておるわけなのでございませう。先ほどの人員の問題にいたしまし

ても、特別会計の赤字の中で、こういうつたものは實は國鉄としては、あまり生産的ではないのでございまして、非常に大きな負担になるのでございませうが、この予算的措置、あるいはこれを整備していきませうには、どうしても本委員会等の絶大な御援助を得て、大きな力となつていただきたたい。私も単に、自分の内だけで力んでいられるのではないといふように考えていたでいて、この委員会に出て御了解を得ますので、ぜひわれ／＼の仕事に御援助をいただきたたい、かような趣旨からでございませう。武器の問題も、關係方面の考へておりますのは、講和會議でも済んだらいいのじやないかといふやうなことも、大分口の端に出てるのでございまして、別にそう深い意味はないのでございませう。また今のところは、ちよつと早いといふ考へ方のように思ひます。

○門司委員 この機会にお尋ねいたします。大体了承したのでありますが、予算的の措置についてであります。この公安官制度は、もとより必要であると考えておりますが、予算の面におきまして、これは鐵道の責任においてなすべき事業として、鐵道予算の中に含めて支出されるという形をお考へになつておられるのか。あるいは一般犯罪に対する考へ方から、鐵道以外の方面に予算を求めるといふようにお考へになつておりますか。その点をもう少し明確にしたいと思ひます。

○加賀山政府委員 ただいまのところは、特別会計の支出として考へておるわけなのであります。一般警察官も、当初は實は鐵道特別会計の方で負担いたしましたして、旅費等を支弁するといふ形をとつたのでございませうが、昨年、これは何とか一般會計から御支弁願えないかといふことで話をつけまして、ようやく一般會計から一般警察官を乗せていただくような措置をとつたのでございませう。ところがその予算がなくなりまして、本年の一月からは予算がないために、一般警察官の乗車ができません。私もいたしましては、公安官の手薄を助けていただくのは、どうしても一般警察官以外にはない、場合によつては、特別會計で負担して、場内一般警察官に乘つていただくようでは、ないか。現に最も顯著に現われる地方あるいは列車等を限つてやれば、そう予算的にも大した負担でないのではなかつたかといふ考へ方をもつております。現在のところとしては、北陸線方面等において一部実施しておるだけでありませう。

○佐藤(通)委員 鐵道から犯罪を、いかにしてなくしていくかに対して、相當のお骨折りがなされておるといふことは、今の局長の御説明で大体了承いたしました。が、私はここで一言伺つておきたいことは、昭和二十二年度における鐵道犯罪の中で、財産犯罪、つまり強盜、強奪、恐喝といふやうな、被害客体を財産とするやうな犯罪が多かつたのか。あるいは生命身体に危害を及ぼすやうな犯罪が多かつたのか。この点を一つお聴きたい。

それから、鐵道公安官の乗車する以前には、一般の警察官が乗車しておつたのでありますが、その場合における取締り、檢査の成績と、公安官が乗車するようになってからの取締り成績

と、どちらの方の成績があがつておるか。この二点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○加賀山政府委員 お答え申し上げます。はつきりした数字は、実は手もとに持つておりませんが、第一の御質問に對しましては、もちろん財産犯罪が主でございます。暴行等身体に關係のあることも起るのでございますが、これも主たる原因は、いわゆる財産に關する犯罪から起ることが主でございます。これは至つて少いのでございます。ほとんど大部分が財産犯罪でございます。

それから一般警察官が警備してゐたとき、公安官が配置されて以後の成績いかんというお尋ねでございますが、事件自体も一般警察官が乗らなくなりましたから増加を來してあります。それに対する處理あるいは検挙等の実績につきましても、これはもちろん公安官だけでは手薄でございます。落ちておるといふ状態でございます。現在の手持の八百数十名の公安官では、とても今のところとしてはやりきれない。そういうことで実は東北方面の列車犯罪事件につきまして、いろいろ本委員会においてもお尋ねを受けたのでありますが、これではならぬと考えまして、先ほどお話の、最も注意すべき列車、あるいは地方には、ぜひとも一般警察官の應援を願うといふことで、警察もお願ひし、駅の駐在も殖やし、その他鉄道公安官の駐在、あるいは警備も殖やした、かようなこととでございます。ですからその後、あゝいつた犯罪は減少はしております。それで非常に列車に乗るの不安であるといふようなことは、現在としては

ないのでございます。

それから先ほど松谷さんのお聞いでございましたが、三割減つたと新聞に出ておりましたが、これもそういう事實はございません。依然としてやはり列車は混みすぎておる。混みすぎておるために、かゝつて犯罪に都合のいい條件をつくつておるといふのが現状でございます。

○佐藤(通)委員 犯罪の類別から見ると、財産罪の方が鉄道犯罪としては多いというお話でございましたが、この鉄道犯罪の件数の中で多い財産罪というものは、犯人が内部から出ておるといふところに原因するのではないかと。一例であります。私が昨年末の議會が休会になりましたときに、郷里鹿兒島の方に帰つたのですが、そのときに東京から送つたツツキが、一箇月も経過しましたが、それでも到着しない。あとで各方面に連絡をとつてもらつて、電報も打ち照会して、ようやく探し出して、私の手もとに着いた事實があります。なおこれはごく最近の例であります。私の郷里の者が東京にやはりツツキで送つた。ところが先月の二十六日に出したものが、身体は先に着いておられますけれども、荷物がまだ着かない。非常な寒空にふともなくて困つておるといふ例がある。こういうようなことがどこに原因しておるかといふと、財産犯罪が多いといふ例は、内部の方にその一つの犯罪を敢行するやうな習慣のある者がいるのじやないかといふことを、われわれ一般國民としては疑わざるを得ない。そこで今述べましたところの例から考えてみても、なぜかういふやうに荷物が延滞するのか。どこかに延滞しな

ければならないやうな一つの障害と申しますか、内部的なやうな犯罪敢行の常習者もおるのじやないかといふことを、われわれは疑つておるやうなわけですから、この点についてひとつ御答弁を願ひたい。

それから警察官、公安員たるこの警察司法警察官と申しましようか、そういう者が乗るやうになつてから犯罪が殖えたというお話でありま。これはどこに原因するかと言へば、鉄道出身の警察官には、列車内におけるところの、もしくは鉄道關係の附屬建物内におけるところの犯罪に對しては、取締りも犯罪検挙も、なおまた犯罪の防止についても、能力がないといふことになるのではないかと。そうすれば根本的に機構なり組織なりを検討する必要があるのではないかと考えておりますが、この点についてはどうですか。

○加賀山政府委員 お答えいたします。まことに遺憾でございますが、鉄道職員の中にも、大勢の中に不心得の者がおつたり、また現にないといふと申し上げられぬのが非常に残念なのでございます。しかしながら、先ほどから申しました警備係は、当初のわれわれの着想といひましては、警備係といふものを非常に多数殖やし、これをもちつて荷物の防護に當つたのでございますが、その結果といたしまして、かなり多くの犯罪者を見出しております。そしてこれが外部からの者ももちろんつかまえておられますが、内部の職員にもかなりあつた。これも今正確に人数を覚えておりませんが、終戦後犯罪に關係した職員、これを處理した数といふものは、かなりの件数に上

つております。中には操車場等で集團的に徒党を組んで、貨車内の荷物に手をつけたという不心得もかなりあつたのであります。最近はまだ貨車の車票を奪取するとか、あるいは通知証を利用することがありまして、知能を利用した鉄道の犯罪もまた起きております。これに對しましては、こちらは専門の見地から、これはむしろ一般警察官よりも、鉄道の公安官の方が、かぎつけ方が早いと考えておるのであります。多数のそういう者を処分いたしております。しかしながら、まだこれが絶滅してゐるというのを私から申し上げられぬのは残念でございます。現に荷物の事故は殖える傾向こそ止まりましたが、依然としてまだ減少の域に達してゐない。終戦後殖えたまま、ずつとその数字が続いておる、かような状態でございます。

それから公安官が乗るやうになつて事件が殖えたといふことは、これは組織に欠陥があるといふやうな問題ではなしに、結局私は手薄のためにそういうことが起るといふことだと考えております。この列車内の犯罪は鉄道職員には關係ないわけでありまして、むしろ一般乗客の中の犯罪事件なのでございます。ですから、これは鉄道公安官がやつてゐるから起つたといふよりは、手薄のために起る。それからまたそういう犯罪に對しては、やはり武器をもつことによつて相當強氣の措置が必要であるのでございますが、遺憾ながら鉄道公安官にはそういうものがまだ認められていないといふことも、多少原因するかと思ひます。根本理由は、まず手薄に殖える犯罪が殖えた、かようにお聴き取り願ひたいと思ひます。

○川橋委員 今の質問に關連いたしてありますが、地方において荷物を積む場合の貨車の配給といひますか、そういう際などでも、相當のわいろをもつていかなければ獲得できないといふやうなことを聞くのです。あるいはまた積込の場合でも、そういうことをしなければ貨車がとれないといふことを聞きますが、あなたの方では多少、そういうことがあるといふことを御認識になつてゐるかどうかをお尋ねいたします。

○加賀山政府委員 かつて國鉄にはそういうことを耳にしたことがなかつたのでございますが、実は終戦後私どもそういうことを耳にいたしました。これは根本理由は、貨車が足りない結果、なか／＼貨車がまわらないといふところに起因するやうでございます。一部におきましては、これを取扱わせておる日本通運が貨車の配給についていろいろのことをやる。國鉄職員についても、もちろんそういうわいろはあるのでございますが、日通に關しても非常にやういふやうな聞きました。これは切符がやみに流れたりするので同様に、やはり一つのやみなでございまして、少いものには必ずこれがつきまとうのでございますが、この貨車配給制度そのものに欠陥があるせいではないかといふことを考えまして、從來貨車は運送店に扱われておりましたが、これを運送店が申込を受けて駅に貨車を請求する場合に、駅に登録簿を置いて申込を受けたものは全部登録する。そしてその貨車の配給順序は、登録した順序に従つて選ぶ。これはいつでも荷主がこれを見たと云われれば、いつでも見られるやうに

公開しておけ、つまり貨車配給の公開制度というものを実施いたしました。これを現場にやらせておるわけであり、従いまして建前といたしましては、今言われましたようなことは起きない道理なのでございますが、未だにそういうことをとき／＼耳にいたしまして、われ／＼がそういうことを具体的につかみましました場合には、そこを正確に調査いたしまして、これを摘発いたしておるのでございますが、そういう公開制度をとりましてからは、そういうことは非常にまれになつたのではないかと実は考えておるのであります。実際問題といたしまして、荷主から言へば、少し金を出しても早く貨車をまわしてもらう方が利益だというふうなお考えがある。これがあるうちは、なか／＼われ／＼として眞実をつかみ得ないのでございますが、われわれはどうしても具体的事実を掴んで、そうしてそこを剔抉するといふような方向に行かなければならぬと考えるのでございまして、これにはやはり根本には、貨車まわりを潤沢にするといふことが、もとよりでございますけれども、まだ今の情勢では、急に貨車が自由にいつでも手にはいるといふことまでは、日がかかると考えるのでございまして、差当つては一般荷主各位に御協力を願つて、そういうことを知つた場合には、ぜひとも具体的事実をわれ／＼にもつてきていただく。われわれはそれに基いて調査し、その悪を根元から殺いでしまふ。こういうことにはいたしたいと考へております。お問ひのようなことは絶対にない、私が自信をもつて言ひ切れないのは、はなはだ残念でございますが、現状はさ

○川橋委員 御方針はまことに結構でありまして、形式的にはそうきまつておるでしようが、大体にそれが多いのです。私は一々例証をあげることは今できませんが、他日機会がありましたらならば、そういう例証を差上げていゝのですが、それがやはり一般物價に相当影響をもつておりますから、こゝういふ点はほど御注意を願ひたいと存ずるのであります。

なお急行券の密賣と申しますが、これは現在でも盛んにやつております。われ／＼が駅で汽車に乗らんとすると、急行券いかでですかといふようなことをよく聞くのです。この急行券の販賣は、相当制限されて旅客が非常に苦しんでおるにかかわらず、そういうたような犯罪といふか、何といふか、盛んに行われておる。これは旅行する者は絶えず目撃する問題なんです。こゝういふ点について、もつと打つ手がないうかといふことをわれ／＼は考へております。一般乗客からも絶えずそういうことについて意見を聞くのです。いかにがでしようか。もつとこれを嚴重に取締る方法はないでしようか。これについての御方針なり御苦心があらば伺ひたいと思ひます。

○加賀山政府委員 まことに頭を悩ましておる問題でございまして、何とかしてそういう問題を根絶いたしたいと私は思ひます。努力し、考へてまいつておるのでございしますが、こゝういふものは何と申しましても、実地を握つてこれ／＼といふことでやりませんと、ただわれ／＼の制度的な面だけでは、とてもだめだといふことを私も悟つております。先ほど形式的には云々

というお言葉でございしますが、その通りでございまして、やはり自由にやるということが困難でございまして、乗車券のやみ賣りがかなり行われておりましたのが、乗車券が自由販賣になつた途端にこれは全然なくなつております。急行券ももう少し需要に満つるようになればそれもなくなる。貨車もその通り、かようなことになるわけでございます。急行券なんかは、なぜかこゝういふことが起きておるかといふと、中にはブローカーといふたような者が買つて、たんさんの人が並んで一枚ずつ買つてきて、それを賣れば金になるといふようなことでございまして、鉄道としてはだれがブローカーであるか、これもわからないわけでございます。急行券を何か証明制度なり、實際乗る人に限つて賣れば、そういうことは起きないでございしようが、そういうことはちよつと困難でございします。従いましてこゝういふことが起きる、こゝういふわけでございます。

貨車の問題につきましては、先ほど例証をあげてもいいというお言葉でございしましたが、そういうことをたく／＼御存じであるならば、ぜひわれ／＼の方に、これ／＼こゝういふ駅でこのやうなことが起きておるといふことをお知らせ願ひたい。そうでありましても、われ／＼の方といたしましては、ただ制度の方面として、それができにくいようにする以外には方法はないわけでありまして、これは一般に物の足りない間はやみが行われておる。自由販賣にならない限りはやみが行われておる。社会に行かれておるから、鉄道にも行かれておるのだといふやうな安易な考へ方をもつておりません。何とかして鉄道から、そういうやみなり先ほどの犯罪なりを絶滅いたしたい、根絶いたしたいと考へておりますけれども、残念ながら鉄道もまたたく日本の社会の一輪図でございまして、社会で行われることは鉄道の中にも必ず現れてまいる、かようなことなのであります。ぜひともそういう例証なり、具体的実例を一つでも二つでも私どもの方に知らせ願ひ、私どもは早速それに対して具体的な手を打ちたい、かように考へております。

また駅の急行券の問題といたしましても、なか／＼これを巧妙にやりまして、われ／＼といたしまして、これを見張りをする、監視はとき／＼させるのでございしますけれども、そういうところでは決してやらない。これを賣つておいて、わからないところでそれを賣る。お客様の方では多少金を出しても、それを賣つた方が有利だといふこととお買ひになる。こゝういふことがあつておるから、なか／＼これがつかまらない、かような状態でございます。○門司委員 組織の点であります。ただいままでの説明によりますと、現在の鉄道職員の中から、そういうものの養成が行われておるといふことではあります。この点は非常にむずかしいのであります。先ほどからいろ／＼お話がありましますに、一般の人の犯罪も相当あると思ひますが、鉄道自体の中にも相当一般に迷惑をかける犯罪が行われておるといふことは事實だろ／＼と思ひます。そうすると、養成される人たちが同じグループの中でありまして、一般のもののから見ますと、鉄道自体の中にも、同じ仲間の中にそういうものがあるのではないか。そつち

の方の取締をどういふ形でやつておるかといふやうな疑念が起る。もしそういうことが起るといたしますと、取締の上に非常にむずかしい問題が起つてくると思ひますが、これを將來現業員の中から養成される向きであるか、あるいは公安官といふものを他から新しく補充して、さらに突込んで申し上げますと、人的關係の何もない、現業に全然關係のない者を採用して第三者的な立場からこれを鉄道現業員といふことも、一般の乗客といふことも、同じやうに取扱つて犯罪をなくするといふことも考へになつておるか、それを明確にしたいと思ひます。

○加賀山政府委員 先ほど申しました部内から採用して従業員に振向けるといふことは、現在は実は配置轉換の一つの形態といたしまして、鉄道は人が多い／＼と部外から盛んに言われております。従いまして現在、新規採用をほとんどおさえておるといふやうな現状であります。適材と認められる人物もかなりおりますので、現状としてはこれを仕向けておりますが、將來これを多数養成し、組織していくといふ場合には、とうてい部内だけでは間に合わない、これを部外からもろ／＼採用しなければならぬ、かように考へております。

それから鉄道職員だから、内のこととして大目に見たりしやしないかといふやうな御不審があるやうでございしますが、公安官にももちろんいろ／＼な人がございしますので、絶対にそういうことはないとはいへない、絶対にそういうことはばかきまつても、公安官にはその点を最も氣をつけて養成をいたしてゐるわけでありまして、正義感の強い、

志操の堅実な人を取る、それからこれを労働組合員にしない、公安官は今のところではまだ労働組合員でございませうが、将来は労働組合員たらしめたい、そういう措置をとりたい。そうして正義を振りかざして、とにかく間違つたことは放つとけないという体制にもつていかなければならない、かように考えている次第であります。

○坂東委員長 他に御質疑はございせんか。——この列車内の治安維持は、その方法においてもいろいろありましようが、これは委員会としても根本対策を研究する必要があると思ひますので、七人くらいの小委員会をつつて互いに研究したらどうでしうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 人数は七人くらいでよろしゅうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 委員を選ぶ方法はいかがいたしませうか。

〔委員長一任と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは委員の選任についてはそのように運びたいと存じます。

それでは本日は……。

○大石(三)委員 はなはだ相済みませんが、ちよつと一言……。

目下新聞紙上を賑わしております帝銀事件は、今や迷宮に入らんとしております。われ／＼治安及び地方制度の委員は、これについて警察当局から、その詳細につき説明を聴きたいと思ひますので、ぜひこの次にこの委員会が開催されるときには、警察当局の人に來ていただきたい。

それから昨年隠匿贓物等の件に関し

て、すなわち舞鶴の備後丸事件に関し、私はこの席で発言いたしました。が、その後いかになつておるが、それを当局に聴きたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○坂東委員長 ただいま大石さんの御発言の二件ですが、次の日程とすることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 では本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時三十四分散会。

昭和二十三年五月四日印刷

昭和二十三年五月五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局